

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和8年2月26日
【中間会計期間】	第54期中(自 令和7年6月1日 至 令和7年11月30日)
【会社名】	互助会保証株式会社
【英訳名】	MUTUAL SERVICE AID GUARANTEE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横田 俊之
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋1丁目18番12号COMS虎ノ門
【電話番号】	(03)6550-9222(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 金井 豊
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋1丁目18番12号COMS虎ノ門
【電話番号】	(03)6550-9222(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 金井 豊
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第52期中	第53期中	第54期中	第52期	第53期
会計期間		自令和5年 6月1日 至令和5年 11月30日	自令和6年 6月1日 至令和6年 11月30日	自令和7年 6月1日 至令和7年 11月30日	自令和5年 6月1日 至令和6年 5月31日	自令和6年 6月1日 至令和7年 5月31日
営業収入	百万円	714	700	698	1,425	1,392
経常利益	"	987	1,002	2,782	1,812	1,841
中間(当期)純利益	"	702	703	834	1,258	1,297
持分法を適用した場合の 投資利益	"	-	-	-	-	-
資本金	"	3,980	3,980	3,980	3,980	3,980
発行済株式総数						
普通株式	株	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000
優先株式		60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
純資産額	百万円	44,288	46,199	47,902	45,141	46,932
総資産額	"	101,216	103,471	105,077	102,084	104,428
1株当たり純資産額	円	398,842	418,747	436,482	407,722	426,376
1株当たり中間(当期) 純利益	"	6,691	6,704	8,068	12,489	12,885
潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益	"	-	-	-	-	-
1株当たり配当額						
普通株式	"	400	400	400	400	400
(内1株当たり中間配 当額)	"	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
優先株式	"	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
(内1株当たり中間配 当額)	"	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
自己資本比率	%	43.8	44.6	45.6	44.2	44.9
営業活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	541	503	515	1,004	1,001
投資活動によるキャッ シュ・フロー	"	395	726	375	1,959	682
財務活動によるキャッ シュ・フロー	"	196	98	98	196	98
現金及び現金同等物の中 間期末(期末)残高	"	3,534	1,320	2,656	1,642	1,863
従業員数	名	20	20	20	21	20
〔ほか、平均臨時雇用人 員〕	"	〔3〕	〔4〕	〔4〕	〔3〕	〔4〕

(注) 1. 営業収入は非課税につき、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりませ
ん。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和7年11月30日現在

従業員数(名)	20 (4)
---------	-----------

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員)は年間平均人員を(外書)で記載しております。

2. 当社は保証事業の単一セグメントであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「冠婚葬祭互助会加入者の保護のための供託委託契約の受託」を事業目的とし、「開かれた互助会保証」を経営理念としております。

当社の事業目的、経営理念を遂行するための経営の基本方針は次の3点であり、割賦販売法に基づく前受業務保証金保全の指定受託機関として、全国の冠婚葬祭互助会に対する保証と幅広いサポートを行っております。

互助会業界の健全な発展に貢献すること。

契約互助会の継続的な発展に貢献すること。

当社の保証基盤(受託事業基金と純資産)の強化を図ること。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

互助会業界の業績は、新型コロナウイルス感染症の影響から脱し、回復傾向は続いておりますが、取り巻く経営環境は、少子・高齢化の進展、人口減少、消費者のライフスタイル・ニーズの変化等の構造的な要因による婚姻組数の減少や葬儀単価の低下、前受金残高の減少に加えて、急速な物価や人件費のアップ等の経費増加などにより、今後一段と厳しさが増してくるものと予想されます。

このような状況の中で、当社といたしましては、令和6年7月に策定した現「中期経営計画(令和6年度～令和8年度)」においても、「保証基盤の堅持」、「保証リスクの軽減」、「互助会・業界への貢献」など前「中期経営計画」で掲げた経営方針を基本的に承継することにより、経営の一貫性、継続性を保つとともに、事業環境の変化により生じた経営課題に対応し、互助会業界の将来を見据えた各種施策を講じることで、冠婚葬祭互助会加入者及び互助会業界をはじめとしたステークホルダーに対する責任を果たしてまいります。

なお、現「中期経営計画(令和6年度～令和8年度)」においては、計画期間の最終年度で保証契約残高は7,632億円以上、保証基盤額(受託事業基金と純資産の合計額)は1,026億円以上という目標を掲げておりますが、当中間会計期間の末日現在においては、保証契約残高は7,716億円、保証基盤額は1,020億円となりました。

引き続き、冠婚葬祭互助会加入者保護という使命を果たすべく保証基盤の充実に従来にも増して注力するとともに、契約互助会の皆様の経営ならびに業界システムの安定・強化に貢献できるように引き続き努力し、もって経済産業省指定受託機関としての役割を果たしていく所存であります。

2【事業等のリスク】

半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状況及び経営成績等に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスク要因には、以下の事項があります。

なお、経営成績等に重要な影響を与える要因はこれらに限定されるものではありません。

また、以下の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 与信リスク

これに対応するために、当社では、互助会との前受業務保証金供託委託契約の締結にあたっては、訪問調査、業界情報の収集、厳正な経営成績及び資産内容等の調査、評価を行っております。また財務上は保証基盤の充実に注力しております。しかしながら、急激な業績悪化等により、契約先互助会が経営破綻となった場合には、当社の財政状況及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 担保価値低下リスク

当社では、互助会との前受業務保証金供託委託契約の締結にあたっては、規程に則り不動産担保評価を行ったうえで担保を取得しております。担保不動産の価値低下が直ちに当社の財政状況及び経営成績等に影響を与えるものではありませんが、契約先互助会が経営破綻となった場合には、当社の財政状況及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。これに対応するため、保証基盤の充実に注力しております。

(3) 資産運用リスク

これに対応するために、当社は、「安全性」「効率性」「流動性」を重視した資産運用方針に基づき、外部専門機関への運用委託を原則として、投資適格債券、不動産投資信託、株式等によるポートフォリオ運用を行っております。市況の低迷や市場金利の上昇等により、保有資産の評価損の発生や、含み損益が大きく悪化した場合には、当社の財政状況及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制に関するリスク

当社は、保証事業においては割賦販売関連法規、人事労務においては労務関連法規、財務・税務分野においては会計税務関連法規その他の法的規制を受けております。当社が各種の法的規制を遵守できなかった場合、又は各種の規制の変更や新たな法的規制の制定が当社の予想を超えて実施された場合には、当社の財政状況及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。これに対応するため、法的規制を遵守するとともに、法的規制の動向把握及び保証基盤の充実に注力しております。

(5) 災害・事故・感染症のリスク

これに対応するため、当社の事業所が存する地域において大規模な自然災害や事故が発生した場合及び感染症による感染が拡大した場合に備えた勤務体制の構築及び与信リスクの管理強化に取り組んでおります。しかしながら、当社の想定を超えた災害や事故の発生及び感染症の拡大に伴い当社の勤務体制へ重大な影響が発生した場合、契約先互助会の経営状態が悪化した場合には、当社の財政状況及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間の景況を概観しますと、我が国経済は、物価上昇、深刻な人手不足、輸出の減速などの下振れリスクを伴いつつも、個人消費は所得の堅調な増加を背景に緩やかに持ち直し、また、企業業績は、機械投資、ソフトウェア投資、建設投資が底堅く推移したことなどから回復が緩やかに続いております。

このような状況の中で、当社の契約先である冠婚葬祭互助会業界の業況は、冠婚葬祭儀式の復調や契約先互助会の収益力強化への取組みにしたがって売上高、利益ともに概ね回復基調を維持しております。一方、冠婚葬祭互助会の重要な経営基盤の一つであります冠婚葬祭互助会加入者から受け入れた前受金の残高は減少傾向が続いております。

また、金融市場においては、ドル円相場は内外金利差や経済政策上の要因等から期初の140円台から円安が進行し、中間期末にかけて150円台半ばで推移しました。日経平均株価は国内企業の堅調な業績や米国市場における株価上昇を受けて、中間期末にかけて概ね5万円台で推移しました。国内長期市場金利は中間期末にかけて1.8%台で推移し、また米国の長期市場金利はアメリカ経済の堅調さについての評価から4%台を維持しました。企業の資金運用は、各国の金融政策、経済政策、グローバルな金融資本の動向、世界の地政学的リスクの状況によって有価証券市場が大きく影響を受ける難しい局面が続いております。

当社の当中間会計期間の業績は次のとおりとなりました。

損益状況につきましては、営業収益は、前年同期比2百万円減の698百万円となりました。営業費用は、前年同期比22百万円増の302百万円を計上しました。この結果、営業利益は前年同期比24百万円減の395百万円となりました。営業外収益は、受取利息、受取配当金及び有価証券利息の合計698百万円及び投資有価証券運用損益1,656百万円、ならびにテナントからの受取賃貸料53百万円等の合計2,410百万円を計上しました。営業外費用は、社屋の賃貸収入原価24百万円を計上しました。経常利益は、前年同期比1,779百万円増の2,782百万円となりました。特別利益として責任準備金戻入159百万円及び投資有価証券売却益539百万円の合計699百万円を、特別損失として責任準備金繰入147百万円及び有価証券売却損2,157百万円の合計2,305百万円を計上しました。税引前中間純利益は、前年同期比180百万円増の1,176百万円となりました。中間純利益は、前年同期比130百万円増の834百万円となりました。

中期経営計画の達成状況に関する認識及び分析は次のとおりです。

令和6年7月に策定した現「中期経営計画（令和6年度～令和8年度）」の期間においては、計画期間の最終事業年度末の保証契約残高は7,632億円以上、保証基盤額（受託事業基金と純資産の合計額）は1,026億円以上という目標を掲げておりますが、当中間会計期間の末日現在で、保証契約残高が7,716億円、保証基盤額は1,020億円となりました。引き続き、計画の達成のために収益力の強化策を実行し保証基盤の充実に努めてまいります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、2,656百万円となり、前中間会計期間末に比べ1,335百万円増加しました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動で得られた資金は、515百万円となりました。これは、営業収入692百万円、利息及び配当金の受取額704百万円、受託事業基金の受入等55百万円、人件費及びその他の営業支出411百万円、法人税等の支払額525百万円等があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動で得られた資金は、375百万円となりました。これは、投資有価証券の取得による支出30,800百万円、無形固定資産の取得による支出85百万円、その他の支出19百万円があった一方、有価証券の償還による収入240百万円、投資有価証券の売却による収入30,987百万円及び投資不動産の賃貸による収入53百万円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動で使用した資金は、98百万円となりました。これは、普通株式の配当及び第一種優先株式の配当98百万円によるものであります。

(3) 生産、受注及び販売の実績

供託受託契約状況

期別	前中間会計期間 (自 令和6年6月1日 至 令和6年11月30日)				当中間会計期間 (自 令和7年6月1日 至 令和7年11月30日)				前事業年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)			
	供託受託契約額		供託受託契約額残高 令和6年11月30日 現在		供託受託契約額		供託受託契約額残高 令和7年11月30日 現在		供託受託契約額		供託受託契約額残高 令和7年5月31日 現在	
件数・ 金額	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
	144	787,344,872	144	787,344,872	140	771,681,274	140	771,681,274	285	1,567,549,764	141	780,204,892
計	144	787,344,872	144	787,344,872	140	771,681,274	140	771,681,274	285	1,567,549,764	141	780,204,892

（注） 供託受託契約の契約期間は6ヶ月であるため、前事業年度供託受託契約額は2基準日の合計額であります。

供託受託契約実績及び収入手数料

項目	前中間会計期間 (自 令和6年6月1日 至 令和6年11月30日)		当中間会計期間 (自 令和7年6月1日 至 令和7年11月30日)		前事業年度 (自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)	
	計	収入手数料 (千円)	計	収入手数料 (千円)	計	収入手数料 (千円)
件数・金額（件）	144	690,920	140	692,088	285	1,389,685
供託受託契約額（千円）	787,344,872		771,681,274		1,567,549,764	
供託受託契約残高(A) (千円)	787,344,872		771,681,274		780,204,892	
供託受託契約限度額(B) (千円)	2,514,152,296		2,550,442,235		2,533,028,452	
供託受託契約限度額に対 する供託受託契約残高の 比率(A) / (B) (%)	31.3		30.3		30.8	

(4) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

当中間会計期間の財政状態の分析

() 資産

当中間会計期間末の資産合計は、105,077百万円（前事業年度末104,428百万円）となり、649百万円増加となりました。増減の主なものは、現金及び預金の増加792百万円、有価証券の増加3,544百万円及び投資有価証券の減少3,885百万円であります。

() 負債

当中間会計期間末の負債合計につきましては、57,175百万円（前事業年度末57,496百万円）となり、321百万円減少となりました。増減の主なものは、未払金の増加246百万円、繰延税金負債の増加103百万円、未払法人税等の減少316百万円、受託事業基金の減少273百万円であります。

() 純資産

当中間会計期間末の純資産合計は、47,902百万円（前事業年度末46,932百万円）となり、970百万円増加となりました。増減の主なものは、受託事業基金積立金の増加1,200百万円及びその他有価証券評価差額金の増加234百万円であります。

当中間会計期間の経営成績の分析

3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。なお、1「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び2「事業等のリスク」をあわせてご参照ください。

キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況につきましては、(2)「キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金需要のうち主なものは、人件費等の経費及び供託の用に供する資金であり内部資金により調達しております。

当社は、事業に必要な流動性と資金源泉を安定的に確保することを基本方針とし、流動資産から流動負債を控除した運転資本については、当中間会計期間の末日現在において98億円の超過となっております。

長期資金需要につきましては、内部資金により調達することを基本方針としております。

当中間会計期間の末日現在において、設備投資等の重要な支出の予定はありません。

また、中間会計期間の末日現在において、有価証券及び投資有価証券の残高は934億円となっております。資産運用につきましては、「安全性」「効率性」「流動性」を重視した「ポートフォリオ運用」を基本とし、社内の資産運用規程に則り、特に「安全性」、「流動性」に注意を払い運用しております。

なお、中間会計期間の末日現在において、現金及び現金同等物の残高は26億円となっております。

4【重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

令和7年11月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	什器備品	土地 (面積㎡)	合計	
本社 (東京都港区)	前受金の 保証事業	その他設備	1,093,789	3,012	2,029,442 (377.24)	3,126,244	20

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	384,000
第一種優先株式	60,000
計	444,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (令和7年11月30日)	提出日現在発行数(株) (令和8年2月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	96,000	96,000	該当なし	当社は単元株 制度は採用し ておりませ ん。(注1)
第一種優先株式	60,000	60,000	該当なし	当社は単元株 制度は採用し ておりませ ん。(注2)
計	156,000	156,000	-	-

(注1) 株式の譲渡制限に関する規定は次のとおりであります。

当社の発行する全部の株式について、会社法第107条第1項第1号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定め
ており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨を定款第8条において定めております。

(注2) 第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主(以下優先株主と
いう。)又は優先株式の登録株式質権者(以下優先登録株式質権者という。)に対し、普通株式を有する
株主(以下普通株主という。)又は普通株式質権者(以下普通登録株式質権者という。)に先立ち、次に
定める額の金銭による剰余金の配当(以下配当により支払われる金銭を優先配当金という。)を行う。

第一種優先株式

1株につき年1,000円

非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対し支払う金銭による剰余金の配当の額が
優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録
株式質権者に先立ち、次に定める額の金銭を支払う。

第一種優先株式

1株につき100,000円

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 取得条項

当社は、平成29年9月30日以降の当社の取締役会が取得日として定める日に、第一種優先株式1株につ
き100,000円で、第一種優先株式を取得することができる。

(4) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 種類株主総会の決議

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
令和7年6月1日 ~令和7年11月30日	-	156	-	3,980,000	-	3,014,509

(5)【大株主の状況】
所有株式数別

令和7年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ベルコ	池田市空港1-12-10	7,792 (4,500)	5.0
株式会社セレマ	京都市中京区西ノ京中御門東町134番地	6,428 (4,500)	4.1
株式会社日本セレモニー	下関市王喜本町6-4-50	5,530 (4,500)	3.5
株式会社レクスト	名古屋市中区富士見町10-27	5,364 (1,000)	3.4
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	4,800	3.1
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	4,800	3.1
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内1-4-5	4,800	3.1
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2-2-1	4,800	3.1
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-1	4,800	3.1
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	4,800	3.1
アルファクラブ武蔵野株式会社	さいたま市大宮区上小町535番地	4,754 (4,500)	3.0
株式会社アークベル	新潟市中央区南笹口2-7-20	4,739 (2,500)	3.0
株式会社サンレー	北九州市小倉北区上富野3-2-8	4,482 (2,500)	2.9
ユウベル株式会社	広島市西区南観音3-16-19	4,320 (3,000)	2.8
株式会社117	姫路市古二階町63番地	3,798 (2,000)	2.4
株式会社京阪互助センター	大阪市北区長柄西1-6-14	3,772 (2,500)	2.4
株式会社千代田	東京都荒川区西日暮里2-39-4	3,676 (2,000)	2.4
株式会社くらしの友	東京都大田区西蒲田8-2-12	3,650 (2,500)	2.3
株式会社メモリード	長崎市稲佐町2番2号	3,454 (2,200)	2.2
りそなカード株式会社	東京都江東区木場1-5-25	3,200	2.1
東洋不動産株式会社	東京都港区虎ノ門1-1-28	3,200	2.1
ヒューリック株式会社	東京都中央区日本橋大伝馬町7-3	3,200	2.1
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋4-5-15	3,200	2.1
株式会社デベロツパー三信	東京都千代田区神田錦町3-11	3,200	2.1
三菱UFJ代行ビジネス株式会社	東京都府中市日鋼町1-1	3,200	2.1
計	-	109,759 (38,200)	70.4

(注)所有株式数の()内書きは、優先株式であります。

所有議決権数別

令和7年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	4,800	5.0
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	4,800	5.0
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内1-4-5	4,800	5.0
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2-2-1	4,800	5.0
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-1	4,800	5.0
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	4,800	5.0
株式会社レクスト	名古屋市中区富士見町10-27	4,364	4.5
株式会社ベルコ	池田市空港1-12-10	3,292	3.4
りそなカード株式会社	東京都江東区木場1-5-25	3,200	3.3
東洋不動産株式会社	東京都港区虎ノ門1-1-28	3,200	3.3
ヒューリック株式会社	東京都中央区日本橋大伝馬町7-3	3,200	3.3
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋4-5-15	3,200	3.3
株式会社デベロツパー三信	東京都千代田区神田錦町3-11	3,200	3.3
三菱UFJ代行ビジネス株式会社	東京都府中市日鋼町1-1	3,200	3.3
株式会社名古屋冠婚葬祭互助会	名古屋市中区本通1-21	2,248	2.3
株式会社アークベル	新潟市中央区南笹口2-7-20	2,239	2.3
計	-	60,143	62.6

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

令和7年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 60,000	-	「1.株式等の状況」の 「(1)株式の総数等」の 「発行済株式」の注記 に記載されております。
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 96,000	96,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	156,000	-	-
総株主の議決権	-	96,000	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

役職名	監査役
氏名	高瀬 博紹
退任年月	令和7年12月31日

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(令和7年6月1日から令和7年11月30日まで)の中間財務諸表について、太陽有限責任監査法人により中間監査を受けております。

3．中間連結財務諸表について

当社は、子会社はありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和7年5月31日)	当中間会計期間 (令和7年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,363,514	8,156,106
有価証券	239,952	3,784,657
未収入金	5,612	5,823
未収還付法人税等	-	150,983
未収収益	48,974	49,781
前払費用	2,030	1,040
その他	150	60,000
流動資産合計	7,660,232	12,208,393
固定資産		
有形固定資産	3,315,569	3,312,244
無形固定資産		
ソフトウェア	3,958	84,233
ソフトウェア仮勘定	78,384	9,995
電話加入権	456	456
無形固定資産合計	82,799	94,685
投資その他の資産		
投資有価証券	93,525,876	89,640,504
長期前払費用	257	8,097
投資その他の資産合計	93,526,133	89,648,601
固定資産合計	96,768,503	92,869,531
資産合計	104,428,736	105,077,925

(単位：千円)

	前事業年度 (令和7年5月31日)	当中間会計期間 (令和7年11月30日)
負債の部		
流動負債		
責任準備金	1,816,314	1,797,336
未払金	102,443	348,538
未払費用	29,908	33,082
未払法人税等	316,921	-
未払消費税等	1,637	2,766
預り金	5,138	5,315
仮受金	-	4,958
前受収益	9,759	9,759
債務保証損失引当金	1,191,514	1,167,398
その他	11	-
流動負債合計	2,473,648	2,369,155
固定負債		
受託事業基金	54,389,035	54,115,369
長期預り保証金	60,073	60,073
役員退職慰労引当金	63,459	16,963
退職給付引当金	5,009	5,098
繰延税金負債	505,407	608,945
固定負債合計	55,022,985	54,806,450
負債合計	57,496,633	57,175,605
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,980,000	3,980,000
資本剰余金		
資本準備金	3,014,509	3,014,509
資本剰余金合計	3,014,509	3,014,509
利益剰余金		
利益準備金	122,880	122,880
その他利益剰余金		
受託事業基金積立金	37,338,400	38,538,400
繰越利益剰余金	1,329,931	866,111
利益剰余金合計	38,791,211	39,527,391
株主資本合計	45,785,720	46,521,900
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,146,381	1,380,418
評価・換算差額等合計	1,146,381	1,380,418
純資産合計	46,932,102	47,902,319
負債純資産合計	104,428,736	105,077,925

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和6年6月1日 至 令和6年11月30日)	当中間会計期間 (自 令和7年6月1日 至 令和7年11月30日)
営業収入		
収入手数料	700,786	698,495
営業費用	280,370	302,909
営業利益	420,416	395,585
営業外収益	2 606,465	2 2,410,796
営業外費用	3 24,329	3 24,241
経常利益	1,002,552	2,782,141
特別利益		
責任準備金戻入	172,111	159,648
投資有価証券売却益	-	539,465
特別利益合計	172,111	699,114
特別損失		
責任準備金繰入	179,055	147,077
投資有価証券売却損	-	2,157,970
特別損失合計	179,055	2,305,047
税引前中間純利益	995,608	1,176,207
法人税、住民税及び事業税	290,392	345,811
法人税等調整額	1,627	4,184
法人税等合計	292,019	341,627
中間純利益	703,588	834,580

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 令和6年6月1日 至 令和6年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
					受託事業基金積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	3,980,000	3,014,509	3,014,509	122,880	36,188,400	1,281,330	37,592,610	44,587,119
当中間期変動額								
剰余金の配当						98,400	98,400	98,400
受託事業基金積立金の積立					1,150,000	1,150,000	-	-
中間純利益						703,588	703,588	703,588
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	-	-	-	-	1,150,000	544,811	605,188	605,188
当中間期末残高	3,980,000	3,014,509	3,014,509	122,880	37,338,400	736,519	38,197,799	45,192,308

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	554,282	554,282	45,141,401
当中間期変動額			
剰余金の配当			98,400
受託事業基金積立金の積立			-
中間純利益			703,588
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	453,200	453,200	453,200
当中間期変動額合計	453,200	453,200	1,058,389
当中間期末残高	1,007,483	1,007,483	46,199,791

当中間会計期間（自 令和7年6月1日 至 令和7年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		受託事業基金積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	3,980,000	3,014,509	3,014,509	122,880	37,338,400	1,329,931	38,791,211	45,785,720
当中間期変動額								
剰余金の配当						98,400	98,400	98,400
受託事業基金積立金の積立					1,200,000	1,200,000	-	-
中間純利益						834,580	834,580	834,580
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	-	-	-	-	1,200,000	463,819	736,180	736,180
当中間期末残高	3,980,000	3,014,509	3,014,509	122,880	38,538,400	866,111	39,527,391	46,521,900

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,146,381	1,146,381	46,932,102
当中間期変動額			
剰余金の配当			98,400
受託事業基金積立金の積立			-
中間純利益			834,580
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	234,037	234,037	234,037
当中間期変動額合計	234,037	234,037	970,217
当中間期末残高	1,380,418	1,380,418	47,902,319

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和6年6月1日 至 令和6年11月30日)	当中間会計期間 (自 令和7年6月1日 至 令和7年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業収入	690,920	692,088
人件費の支出	183,153	206,856
その他の営業支出	176,834	204,937
小計	330,933	280,294
利息及び配当金の受取額	254,638	704,153
受託事業基金受入	63,255	54,862
受託事業基金返還	3,052	-
その他の収入	15	467
法人税等の支払額	141,880	525,495
未払消費税等の増減額（は減少）	55	1,129
営業活動によるキャッシュ・フロー	503,854	515,411
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	4,690,000	5,500,000
定期預金の払戻による収入	4,690,000	5,500,000
有価証券の償還による収入	900,000	240,000
有形固定資産の取得による支出	2,474	-
無形固定資産の取得による支出	-	85,650
投資有価証券の取得による支出	2,088,822	30,800,000
投資有価証券の売却による収入	434,414	30,987,928
投資不動産の賃貸による収入	53,233	53,233
その他の支出	23,305	19,918
投資活動によるキャッシュ・フロー	726,954	375,592
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	98,398	98,411
財務活動によるキャッシュ・フロー	98,398	98,411
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	321,497	792,592
現金及び現金同等物の期首残高	1,642,135	1,863,514
現金及び現金同等物の中間期末残高	1,320,637	2,656,106

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8～38年

什器備品 5～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 債務保証損失引当金

契約先互助会の経営破綻により将来起こりうる債務保証に係る損失に備えるため、債務保証損失引当金の計上に関する内規等に則り、債務保証のリスクの状況を勘案し、引当金の計上要否判定及び引当額を計上しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給見積額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、内規に基づく自己都合退職による中間期末要支給見積額から中小企業退職金共済制度からの給付相当額を控除した金額を計上しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

5. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

責任準備金

割賦販売法第35条の10に基づき、未経過収入手数料と営業収支差額のいずれが多い方の金額を責任準備金として計上しております。

なお、同条第2号により算出した金額(年間営業収支差額)が同条第1号により算出した金額(未経過収入手数料)を超過する金額に相当する責任準備金の繰入額、戻入額については特別損益に計上することとしております。

(追加情報)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

1 責任準備金

供託委託契約による収入手数料の未経過額(前受収益)に係る金額は、次のとおりであります。

前事業年度 (令和7年5月31日)	当中間会計期間 (令和7年11月30日)
656,665千円	650,259千円

2 代位供託保証残高

互助会等に代わって法務局に供託することを保証している残高は、次のとおりであります。

前事業年度 (令和7年5月31日)	当中間会計期間 (令和7年11月30日)
780,204,892千円	771,681,274千円

3 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

前事業年度 (令和7年5月31日)	当中間会計期間 (令和7年11月30日)
565,372千円	598,698千円

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和6年6月1日 至 令和6年11月30日)	当中間会計期間 (自 令和7年6月1日 至 令和7年11月30日)
有形固定資産	33,398千円	33,325千円
無形固定資産	7,443 "	5,025 "
計	40,841 "	38,350 "

2 営業外収益のうち主なもの

	前中間会計期間 (自 令和6年6月1日 至 令和6年11月30日)	当中間会計期間 (自 令和7年6月1日 至 令和7年11月30日)
受取利息	2,353千円	9,535千円
受取配当金	179,660 "	622,869 "
有価証券利息	66,183 "	66,341 "
投資有価証券運用益	305,020 "	1,656,561 "
受取賃貸料	53,233 "	53,233 "

3 営業外費用のうち主なもの

	前中間会計期間 (自 令和6年6月1日 至 令和6年11月30日)	当中間会計期間 (自 令和7年6月1日 至 令和7年11月30日)
賃貸収入原価	24,329千円	24,241千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 令和6年6月1日 至 令和6年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	96,000	-	-	96,000
第一種優先株式	60,000	-	-	60,000
合計	156,000	-	-	156,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和6年8月23日 定時株主総会	普通株式	38,400 (普通配当38,400)	400 (普通配当400)	令和6年5月31日	令和6年8月26日
	第一種優先株式	60,000 (普通配当60,000)	1,000 (普通配当1,000)		

当中間会計期間(自 令和7年6月1日 至 令和7年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	96,000	-	-	96,000
第一種優先株式	60,000	-	-	60,000
合計	156,000	-	-	156,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和7年8月22日 定時株主総会	普通株式	38,400 (普通配当38,400)	400 (普通配当400)	令和7年5月31日	令和7年8月25日
	第一種優先株式	60,000 (普通配当60,000)	1,000 (普通配当1,000)		

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和6年6月1日 至 令和6年11月30日)	当中間会計期間 (自 令和7年6月1日 至 令和7年11月30日)
現金及び預金勘定	6,820,637千円	8,156,106千円
預入期間が3か月を超える定期預金	5,500,000	5,500,000
現金及び現金同等物	1,320,637	2,656,106

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(令和7年5月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	93,764,828	93,764,828	-
資産計	93,764,828	93,764,828	-

当中間会計期間(令和7年11月30日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	93,424,162	93,424,162	-
資産計	93,424,162	93,424,162	-

(注1)「現金及び預金」、「未収入金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2)市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (令和7年5月31日)(千円)	当中間会計期間 (令和7年11月30日)(千円)
非上場株式	1,000	1,000

(注3)「受託事業基金」については、記載を省略しております。当該基金は、主として契約上の債務を担保する目的で契約互助会より預け入れられた金銭であり、当社は契約の終了(解除)により返済義務を負うものであります。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (令和7年5月31日)(千円)	当中間会計期間 (令和7年11月30日)(千円)
受託事業基金	54,389,035	54,115,369

(注4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定に優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品
 前事業年度（令和7年5月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
債券	-	11,623,915	-	11,623,915
その他	-	82,140,912	-	82,140,912
資産計	-	93,764,828	-	93,764,828

当中間会計期間（令和7年11月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
債券	-	11,356,807	-	11,356,807
その他	-	82,067,354	-	82,067,354
資産計	-	93,424,162	-	93,424,162

(2) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

債券は、日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値等を時価としており、レベル2に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して重要な制限がないものは基準価格を時価とし、レベル2に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（令和7年5月31日）

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 債券	303,590	301,179	2,410
	(2) その他	19,527,581	14,707,992	4,819,589
	小計	19,831,171	15,009,172	4,821,999
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 債券	11,320,325	11,549,279	228,953
	(2) その他	62,613,330	65,532,337	2,919,006
	小計	73,933,656	77,081,617	3,147,960
合計		93,764,828	92,090,789	1,674,038

(注1) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%～50%程度下落が4半期継続した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(注2) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度(千円)
非上場株式	1,000

当中間会計期間(令和7年11月30日)

	種類	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 債券	303,330	301,078	2,251
	(2) その他	17,504,061	13,968,239	3,535,822
	小計	17,807,391	14,269,318	3,538,073
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 債券	11,053,477	11,303,165	249,687
	(2) その他	64,563,293	65,835,880	1,272,586
	小計	75,616,770	77,139,045	1,522,274
合計		93,424,162	91,408,363	2,015,798

(注1) 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%～50%程度下落が4半期継続した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(注2) 上記に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	当中間会計期間(千円)
非上場株式	1,000

(賃貸等不動産関係)
 重要性が乏しいため記載を省略しました。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、保証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和 7 年 5 月 31 日)	当中間会計期間 (令和 7 年 11 月 30 日)
1 株当たり純資産額	426,376円	436,482円

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和 6 年 6 月 1 日 至 令和 6 年 11 月 30 日)	当中間会計期間 (自 令和 7 年 6 月 1 日 至 令和 7 年 11 月 30 日)
1 株当たり中間純利益	6,704円	8,068円
(算定上の基礎)		
中間純利益 (千円)	703,588	834,580
普通株主に帰属しない金額 (千円)	60,000	60,000
普通株式に係る中間純利益 (千円)	643,588	774,580
普通株式の期中平均株式数 (株)	96,000	96,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和 7 年 5 月 31 日)	当中間会計期間 (令和 7 年 11 月 30 日)
1 株当たり純資産額	426,376円	436,482円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (千円)	46,932,102	47,902,319
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	6,000,000	6,000,000
(うち優先株式払込金額 (千円))	(6,000,000)	(6,000,000)
普通株式に係る中間期末 (期末) の純資産額 (千円)	40,932,102	41,902,319
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末) の普通株式の数 (株)	96,000	96,000

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書

事業年度（第53期）（自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日）令和7年8月27日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和8年2月20日

互助会保証株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河島 啓太

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山村 幸也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている互助会保証株式会社の令和7年6月1日から令和8年5月31日までの第54期事業年度の中間会計期間（令和7年6月1日から令和7年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、互助会保証株式会社の令和7年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和7年6月1日から令和7年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判

断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。